

佐賀県告示第 228 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 30 年 6 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
呼子中央耳鼻咽喉科クリニック	唐津市呼子町呼子 4182 番地 1	平成 30 年 1 月 31 日
きやま鹿毛病院	三養基郡基山町大字宮浦 399 番地 1	〃
せふり薬局	神崎市脊振町広滝 237 番地 6	平成 29 年 12 月 31 日
医療法人古賀医院	小城市三日月町長神田 2335 番地 5	平成 29 年 11 月 30 日